

乾隆『上饒県志』に関する一考察―禁山政策に関する記述を中心に―

日野 康一郎

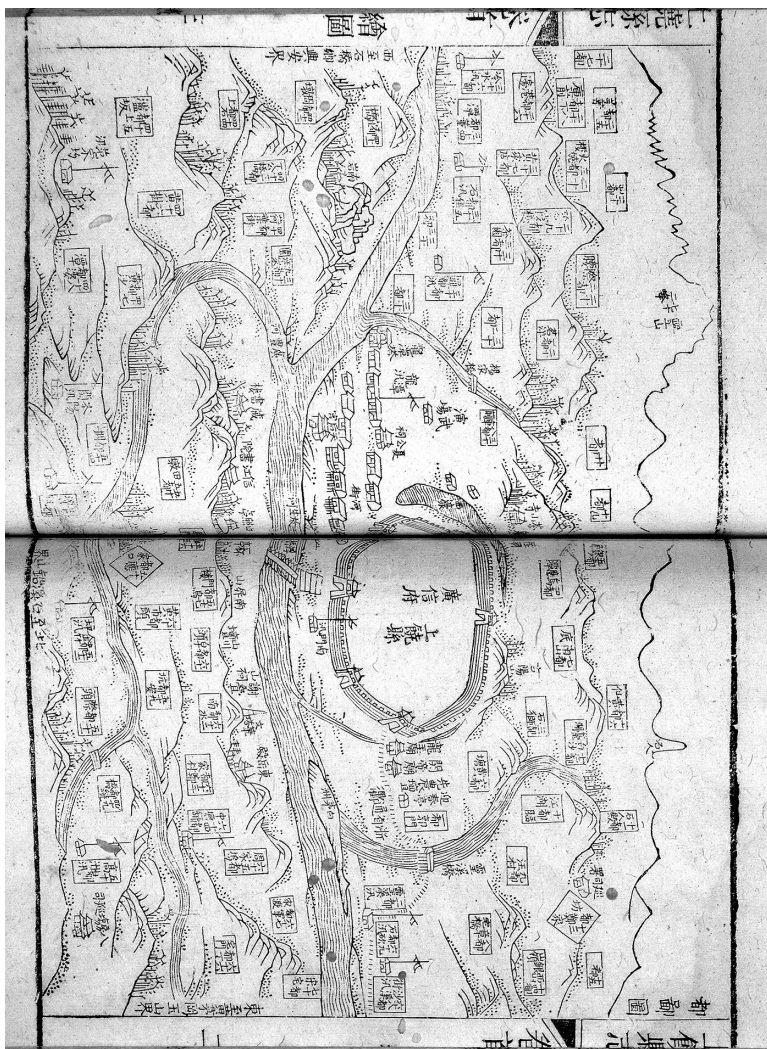
一 はじめに

中国史研究においては、档案や実録・正史・野史の類等々、様々な史料が使われるが、そのうち、地方志と呼ばれる史料がある。「地方志」とは、各行政区の歴史・地理などについて記した書物をいい、行政区ごとに「省志」・「府志」・「県志」などが編纂されている。その起源は古く、春秋戦国時代ごろまでさかのぼることができるが、編纂が一般化するのには北宋のことであり、各地で盛んに刊行されるようになるのは、明代、特に明後期（嘉靖～万暦期ごろ）以降のことといわれている。その内容も、現地の歴史地理のほか、その地域の習俗や物産、官制・軍事・事件・人物など多岐にわたり、当該地方の総合書といつてよい。それゆえ、これらの文献のことを「地方史」とはいわず、「地方志」といい、中国史研究者にとって、当時の地域社会の実情を知ることができる貴重な史料の一つとなっている¹。その数は、一九四九年以前に刊行されたものだけで、八二六四種類あるといわれており、所蔵場所も、中国大陆・台湾だけでなく、欧米や日本の研究機関まで広範囲に及ぶ。日本には、東洋文庫・国立国会図書館・国立公文書館（内

閣文庫）・京都大学人文科学研究所等にこれらが収められているが、なかでも東洋文庫には約三〇〇〇種保存されて⁽²⁾いて、所蔵数が最も多い。

本稿では、その東洋文庫所蔵の地方志の中から、乾隆『上饒県志』を紹介したい。この史料は、乾隆四九年（一七八四）に、広信知府連柱や上饒知府程肇豊らが中心となって編纂された。連柱は満洲正白旗の人で、乾隆四七年（一七八二）に広信知府となった⁽³⁾。程肇豊は浙江省帰安県の人で乾隆四六年（一七八一）に上饒知府に赴任している⁽⁴⁾。上饒県は、江西省の東北にある県で、江西省広信府の管轄下にある。日本人にはなじみのない県であるが、この県の特色は、ここに「禁山」「封禁山」と呼ばれる特別な区域が置かれていたことである。禁山とは、政府の許可なく入ることを禁じられた山のことをいう。その理由は、主に、盗賊や反乱勢力の根拠地になるのを防ぐという、治安対策からとられ、銅塘山と呼ばれる山がその区域に指定されていた。その歴史は古く、すでに宋元時代には山地への立ち入りが制限されるようになり、それが明代にも引き継がれて、禁山として確立した。こうした山区は、上饒県以外にも設置されており、こうした明の政策を、一般に禁山政策と呼んでいる⁽⁵⁾。

しかし、このように侵入を禁じても、禁山区にある樹木や鉱山などの山地資源をねらい、山地へと侵入する人々⁽⁶⁾は後を絶たなかった。禁山の歴史は、未開発地域である禁山区を開発しようとする勢力と、これを防ぎ、あくまで禁山を維持しようとする政府の衝突の歴史でもあり、王朝の秩序を揺るがす反乱や暴動に発展することも少なくなかった。不法侵入した人々は、樹木の伐採、鉱山の採掘、田畑の開墾などを行い、政府の取り締まりには武力で抵抗した。明中期に鄧茂七・葉宗留の反乱が起き、明の政治体制を動揺させたが、葉宗留は、こうした武装勢力の一つであった⁽⁶⁾。



三 『上饒縣志』卷首・繪圖「都鄙圖」2b~3a (資料請求記号：II-11-B-j-29)

また、このように非合法的手段で活動を続ける人々がいる一方で、政府に山地開発することの利を説き、許可をもらって、合法的に山に入ることを試みる者も出てきた。民間の開発業者や商人たちは、たびたび、政府に開発を進言し、万暦年間（一五七二～一六二〇）、ついに禁山区開発の命が下されるに至る。しかし、これに対して、山地開発のための徵発に反発する地元民たちが二度にわたって暴動を起こし、開発計画は中止に追い込まれた。⁷⁾以降、明滅亡まで、禁山が解禁されることはなかった。

そして、清代に入ると、この明の政策を引き継ぐべきか、それとも開発して山地資源を活用するか、たびたび議論されるようになる。それは、早くも、満洲族による中国本土の統治が始まった順治年間（一六四三～六一）に始まっている。発端は、清の宗族の張国材が銅塘山の開発を進言したことだった。この時、江西巡撫であった蔡士英が銅塘山を調査することになった。彼は広信知府や上饒知県など、配下の各地方官に、禁山に関する報告を提出させた。その結果、蔡は、地方官らの報告に基づいて、禁山政策を維持すべきことを上奏し、それが裁可されている。⁸⁾また、雍正年間（一七二二～三五）にも禁山区を開発すべきかが議論され、時の江西巡撫が、先の蔡士英の上奏を参照し、自らも調査を行って、禁山を継続すべきことを上奏し、引き続き、銅塘山へ入ることは禁止された。⁹⁾そして、最後に議論になったのが、乾隆帝の時代（一七三五～九五）であった。

「乾隆盛世」の時代、人口の増加と海外からの銀の流入による物価高騰が問題になり始め、その問題解決の手段として、山地を開発して山地資源を利用すべきかどうか、乾隆帝自ら、官僚らに諮問したのである。この時、もと江西巡撫であった陳弘謀が、山地の環境と治安維持に配慮した具体的な山地開発の計画を上奏するのであるが、他官僚の

反対にあり、実施されることなく終わる。その後、江西巡撫胡寶瑔や広信知府五諾璽が禁山の維持・強化を進める上奏を相継いで提出し、これが裁可された⁽¹⁰⁾。以降、山地開発が議論されることはなくなり、禁山政策は、清の政策として定着し、清末に至るまで禁山政策は続けられた。

今回、紹介する、乾隆『上饒県志』は、ちょうど、この禁山政策の継続が決定して以後、刊行された最初の『上饒県志』であり、掲載された禁山に関する記述を読むと、禁山政策が明の政策から、清の政策として定着していく様が見取れる。明清王朝が、山間部をどのように管理し、自然環境をどのように認識していたかを知ることができる重要な史料の一つである。本稿では、この乾隆『上饒県志』について、特に禁山政策に関する記述に注目して、これを紹介、考察してみたい。

二 乾隆『上饒県志』の禁山に関する記述について

乾隆『上饒県志』の構成は、首巻に序文・原序・凡例・目錄・姓氏・絵図の項目が並び、以下、巻一天文、巻二地理、巻三建置、巻四賦役、巻五学校、巻六武備、巻七秩官、巻八明宦、巻九選舉、巻一〇人物、巻一一列女、巻一二方外、巻一三雜記、と続く。このうち、禁山政策については、巻六武備のなかにある「阨塞」という項目に載せられている。

そこでは、まず、上饒県が福建省や浙江省を抑え、山々に囲まれた江西省東部の要地であることが述べられ、その

扼塞

上饒牙閩控浙靈山障其北銅塘峙其南東有懷玉瑯琊
 諸峯西有黃沙馬鞍諸嶺洵豫章左偏雄鎮也鄰境外患
 無所慮於承平先事預防有所恃而不恐

封禁山

一名銅塘縣南百里接壤五十五十二三四都山
 形周亘三百餘里閩浙交會之所巉巖峻險猛獸

叢居無田可墾無木可採亦絕無銅鐵砂苗惟盜賊
 利於入險負固在昔寇亂由此釀孽是以歷代封禁
 入明而肩鑰愈嚴今設高洲
 源口船坑三汛駐兵防守

乾隆二十一年江西巡撫胡寶琮查勘封禁山奏請
 永禁疏為勘明禁山應行永禁情形並現在辦理

緣由仰祈

聖鑒事竊臣於二月十四日起程赴廣信本且勘封禁山

次に、禁山がどのような山であるかが以下のように紹介されている。

封禁山。一名銅塘。県南百里。五十・五十二・三・四都に接壤す。山形の周亘三百餘里。閩・浙交会の所なり。

巖巖嶮峻にして、猛獸叢居し、田の墾すべき無く、木の採るべき無く、亦絶えて銅鉄砂苗無く、惟だ盜賊、入險負固に利す。在昔の寇乱は此れより釀豊す。是を以て歴代封禁し、明に入りて局鑰、愈巖。今、高洲・源口・船坑の三汛を設け、兵を駐し、防守せしむ。

封禁山は、銅塘山といい、江西省と福建・浙江両省との交界にある。地形は険しく、猛獸が生息し、田は開墾できる所はなく、樹木は採集できるものもなく、また、銅鉄などの鉱物資源はない。ただ盜賊が要害として利用できるだけであり、昔の反乱はここから始まった。そこで、この場所を歴代王朝が封禁し、明になってその政策はますます厳しくなった、とある。このように、禁山区である銅塘山は、江西・福建・浙江三省にわたる広大な山地で、地形は険しくて、人の住める場所ではなく、利用できる山地資源もない、というのが、明清の官僚たちの一般的な理解であった。

続けて、江西巡撫胡寶瑑と、広信知府五諾璽による禁山に関する上奏が掲載されている。胡寶瑑は、安徽省歙県の人で、乾隆二〇年（一七五五）に江西巡撫に赴任した^①。五諾璽は満洲正紅旗の人で、乾隆一九年（一七五四）に広信知府に赴任している。まず、江西巡撫胡寶瑑の記した上奏は、「請永禁疏」と題され、乾隆二一年（一七五六）に提出された。その内容は、禁山区の開発問題に関するもので、禁山区の調査の結果、内部に耕地になるような平地は少

ないこと、材木に使える樹木は生育していないこと、地形が険しいため入山は困難であることが明らかになったとして禁山区の開発に反対し、むしろ、山区の監視体制を強化すべきであると、禁山政策の徹底を求めるものとなっている。

胡の上奏の次に掲載されているのが、広信知府五諾璽が提出した「請罷弛封禁山議」である。この上奏は乾隆一九年（一七五二）に提出された。内容は禁山区の開発に反対し、その継続を主張するものとなっている。五は継続すべき理由として、①もし、禁山を解除すると外地からも民を招くことになるため、治安が悪化する。②地形が険しく土地も痩せていて開墾できる土地は少なく、開発しても利益はない。③民間の資本だけでは足りず、官が援助する必要がある。また、兵員の増員も必要であり、費用の負担が増える。④僻地にあるため、殺人や強盗の犯罪が起きても対応できない。⑤開発に必要な財力と労働力が外地より流入し、その規模が大きくなると、現地の食糧生産で支えきれなくなる、という五点を挙げた。このように、いずれも禁山の開発に反対し、その維持・強化を訴える上奏となっている。これらについて、上田信氏の論考によると、上奏が出された背景には、乾隆年間に行われた山地開発の議論があった。¹³⁾

乾隆年間に入ると、人口の増加と海外からの銀の流入による食料の高騰が問題になり始めたため、乾隆帝は、この問題に対処すべく、山地資源の開発の是非を官僚に議論させた。これを受けて、禁山の開発を唱えたのが、もと江西巡撫であった陳弘謀であった。陳は、その土地の地形や生態環境を、部下の地方官の報告により詳細に把握したうえで、具体的な開採計画を作り、これを上奏した。その内容は、本地人に限り禁山区への入植を許し、その土地に適し

た農作物を植えて開発を進めるというもので、禁山区域の自然環境と治安維持に配慮した開発計画であった。しかし、この計画案は、福建省や浙江省を巻き込んだ議論の末、実行されることはなかった。そして、乾隆十九年、広信知府五諾璽が、先に挙げた禁山政策の維持を求めめる上奏を出し、乾隆二十二年には、江西巡撫胡寶瑑が禁山の徹底化を求めめる上奏を提出する。これらは乾隆帝の裁可を得て、封禁山開発に関する議論は最終的に封禁継続で決着したのであった。⁽¹⁴⁾以後、政府内で、禁山政策の是非について積極的に議論されることはなくなり、清末に至るまで、その政策は維持されることになる。乾隆『上饒県志』巻六武備、阨塞に載せられた彼らの上奏は、清の禁山政策の行方を決定づける役割を果たした上奏だったのである。そして、彼らの上奏に続き、次のような一文が続く。

前志を按ずるに載す所の條議・奏疏は皆、当時を規切するも、今日を補す無し。李鴻の考略は博く伝聞を採るも微実すべきに難し。本朝の蔡撫軍の一疏は詳題に拠り奏するも、尚お目撃するに非ず。惟だ、胡撫軍の疏、及び五守議は、諸を得て親ら勘し、瞭らかなること指掌の如し。謹んで右に載せ、以て慎固封守する者の一覽に資す。

「前志」を考察するに、掲載されている「條議」や「奏疏」は、掲載当時は戒めの役割を果たしていたが、今日はおぼろげに過ぎない。「李鴻の考略」は広く禁山に関する伝聞を集めたもので、実情を知ることが難しい。「本朝の蔡撫軍の疏」は詳細ではあるけれども、自ら検分したわけではない。ただ、「胡撫軍」や「五守議」の上奏は自ら視察したものであるので、ここに掲載し、地方を統治する者の一覽に資することとする、とある。

「前志」とは、乾隆『上饒県志』刊行以前に編纂刊行された『上饒県志』であり、康熙『上饒県志』と乾隆九年刊『上饒県志』を指す。⁽¹⁵⁾これらの『上饒県志』にも禁山に関する項目が設けられており、前者は卷一〇要害志、後者は卷八閩梁、封禁山考附がこれに相当する。両者の中には、陳九韶の「封禁條議」、李鴻の「封禁考略」・「歴代法令」、蔡士英の「封禁題疏」など、明末清初期の江西省の地方官たちの、禁山政策に関する上奏が収められている。これらの史料から、先の引用文にある「條議」とは陳九韶の「封禁條議」、「李鴻の考略」とは李鴻の「封禁考略」を指し、「本朝の蔡撫軍の疏」とは清代順治年間に江西巡撫であった蔡士英の「封禁題疏」を指すことが分かる。

このうち、陳九韶と李鴻は、ともに明の万暦年間に江西省の地方官を務めた人物で、陳九韶が広信知府、李鴻が上饒知県であった。陳の記した「封禁條議」とは、禁山区開発を中止すべき理由を十カ条にまとめた上奏であり、李の記した「封禁考略」とは、禁山の歴史地理を開発反対の立場からまとめた史料である。この二つの史料が書かれた背景には、万暦年間に持ち上がった禁山区開発問題があった。その経緯は次のようなものである。

時の皇帝万暦帝は、朝廷の財政難を解決するため、全国に宦官を派遣し、鉞山開発や商税の徴収を行わせていた。以前より上饒県では、民間の開発業者や商人が禁山区開発を進言することが多かったが、この時も、民間業者が、江西省に派遣されていた宦官潘相に、禁山の樹木を伐採し、鉞山を開発することを勧めた。潘相はこれを受け入れ、万暦帝の許可を得て、禁山の開発に着手したのである。しかし、これに対して、上饒県民たちが、開発のために人馬を徴発されたことや、禁山周辺の民間所有の山にまで開発の手が及んだことに反発し、二度にわたって開発反対の暴動を起こしたのであった。この時、県民を説得して、暴動を鎮静化させたのが上饒知県の李鴻であり、開発の中止を求

めたのが広信知府陳九韶である。⁽¹⁶⁾ 陳九韶の「封禁條議」と、李鴻の「封禁考略」は、万曆年間の禁山問題に際し、開発中止を求めた地方官たちの史料なのである。

次に「封禁題疏」は、順治年間に江西巡撫であった蔡士英の記した禁山に関する上奏である。清代に入ると、明代の禁山政策を引き継ぐべきか、山地資源を開発すべきか、たびたび議論が行われるようになるが、その最初の議論が起こったのが、順治年間のことであった。発端は、清朝の宗族である張国材が、禁山の開発を進言したことである。そこで、江西巡撫蔡士英が禁山の調査をすることになった。蔡士英は、広信知府や広信府下の各知県に禁山の調査と報告を命ずる。そして、彼らの報告に基づき、このまま禁山政策を維持すべきことを上奏したのであった。その上奏が「封禁題疏」である。なお、この上奏文には、各地方官からの報告文が引用されており、特に広信知府と上饒知県の報告文は、先に登場した上饒知県李鴻の記した「歴代法令」を参考に書いていることが分かる。清代初期において、明代官僚の記した史料が、清代官僚の判断に一定の影響を与えていたのである。また、禁山を開発するか否かの議論は、雍正年間にも起こっており、その際、時の江西巡撫が、山区の調査を行う一方で、この蔡士英の上奏も参照している。⁽¹⁷⁾ このように、これまでの『上饒県志』は、明末清初期の官僚の上奏を掲載し、上饒県において禁山を管理する知県たちの参考にすべき史料とされていたのである。

しかし、本稿で紹介した、乾隆『上饒県志』においては、これらの史料は、すべて今日では戒めの役割を果たさないもの、現在の禁山の実情を反映していないものとして掲載されなくなり、「胡撫軍」と「五守議」つまり江西巡撫胡寶瑒と広信知府五諾璽の上奏こそ、禁山の実情を記したものととして、新たに掲載されているのである。乾隆帝の行

わせた議論の結果が、『上饒県志』の禁山に関する記述にも反映されたことが分かる。そして、以後、禁山政策は、清の政策として定着していく。それは、乾隆以後、編纂された『上饒県志』の記述からうかがえる。

例えば、道光六年（一八二七）に編纂された道光『上饒県志』にも、禁山の項目として、卷五、山川、阨塞附が設けられ、禁山に関する記述が書かれている。そこでも、やはり、胡寶瑤と五諾璽の上奏が紹介されており、蔡士英の上奏文も、文章が大幅に省略された形ではあるが掲載されている。これについて、編者は次のように記している。

旧志に載す所の奏疏は皆、当時を規切するも、今日を補す無し。李鴻の考略も亦、志乗を參稽し、伝聞を雜採するも、確見有るに非ず、微実すべきに難し。今、寇氛は永く靖まり、文武は比歲入山し一二を巡查し、諸を得て、躬ら親しく目撃し、復た向日の懸揣、臆度するに非ず。惟だ斥堠に謹むこと厳しくし、外匪は未だ雨せず、綢繆の計は施するを容さざる耳。謹んで本朝の蔡・胡二撫軍の疏、及び伍守議の詳を前に載せ、以て慎固封守する者の一覽に資す。

以前の地方志にあった上奏は、もはや今日の参考にならず、李鴻の資料も現在の実情を反映していない。今現在、山寇の活動は治まり、文武の官が、毎年山に入って巡視しているので、憶測や推測で山の状況を見ているわけではない。監視は厳しく行い、盜賊が活動を行う隙もない。ここに謹んで、本朝の蔡士英・胡寶瑤・五諾爾の上奏を掲載し、以後の官僚の参考に資するようにする、と。まるで我が清朝の官僚は厳しく銅塘山を監視し、その実情は十分に把握し

ており問題はない、もはや明朝の官僚の資料は役に立たないし、頼る必要もない、といった風であり、明代の官僚の史料は完全に切り捨てられている。同治『上饒県志』巻五陝塞にも禁山の上奏が収められているが、やはり明代官僚の上奏は載せられていない。不掲載の理由として、道光『上饒県志』と同様の文を載せている。このように、乾隆『上饒県志』以降、明代官僚による禁山に関する史料は消え、清代官僚による上奏文のみが史料として載せられるようになっており、明代に制定された禁山政策が、清朝の政策として定着している様子が窺えるのである。

三 おわりに

以上、本稿では、東洋文庫所蔵の地方志から、乾隆『上饒県志』を取り上げ、そこに書かれてある禁山政策に関する記述に注目して紹介した。上饒県は、江西省の東北に位置する県であり、ここでは、禁山政策という中国独特の政策が採られていた。その政策は、民間人が政府の許可なく山地に入ることを禁じることをいい、上饒県では銅塘山が禁山区に指定されていた。その政策は、明清時代にわたって維持されてきた。しかし、それは明清時代を通じて、安定して維持されてきたわけではなく、常に開発か封禁かで揺れ動いた。明代では、禁山内の山地資源を狙って山に入るものが後を絶たず、禁山を維持しようとする政府側と開発業者の衝突がたびたび起こり、反乱や暴動に発展することもあった。また、清代では、そのまま封禁を維持するか、山地開発を行うかで、官僚間でたびたび議論が行われた。そして、乾隆年間に行われた議論の末、禁山政策は継続する方向で固まって行く。

乾隆『上饒県志』において、禁山に関する史料は、卷六武備、阨塞に収められている。そこには、乾隆年間、江西巡撫であった胡寶瑋と広信知府であった五諾璽の上奏が掲載されているが、これらの上奏は、乾隆年間の禁山区開発をめぐる議論において、禁山政策の継続と強化を決定づけた史料であった。これまで編纂された『上饒県志』では、明末清初期の官僚たちの上奏が、禁山の参考資料として収録されていたが、以後、胡寶瑋や五諾璽の上奏が、今後の地方官たちの参照すべき史料として収録されるようになる。今回、紹介した乾隆『上饒県志』は、明より続く禁山政策が清の政策として定着してゆく転換期にあったことを示す地方志であり、明清時代の官僚が山地の自然環境をどのように認識し、どのように管理しようとしたかをうかがえる重要な史料といえる。

注

- (1) 山本英史「中国の地方志と民衆史」(神奈川県大学中国語学科創設十周年記念論集『中国民衆氏への視座―新シノロジー・歴史編』東方書店、一九九八年。後に『清代中国の地域支配』慶應義塾大学出版会、二〇〇七年に再構成され、収録)。他に地方志に関する研究として、井上進「方志の位置」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢(下)』(汲古書院、一九九〇年)、山根幸夫「中国の地方志について―県志を中心に―」(『歴史学研究』六四一号、一九九三年)、劉光祿「清代編修方志概述」同「方志史略」(いずれも地方志研究組編『中国地方志論集』吉林省地方志編纂委員会・吉林省図書館学会、一九八五年)、馮爾康『清史史料学』(台湾商務印書館、一九九三年)、第五章、地方志史料等がある。
- (2) 同右「中国の地方志と民衆史」。
- (3) 同治『広信府志』卷六之一職官、文職、国朝、知府。

- (4) 道光『上饒県志』卷一九秩官、皇清、知県。
- (5) 明代の禁山政策の論考として、頼家度『明代鄖陽農民起義』(湖北人民出版社、一九五六年)、清代の禁山政策の論考として、上田信「封禁・開採・弛禁」清代中期江西における山地開発―(『東洋史研究』第六一卷、第四号、二〇〇三年)がある。
- (6) 田中正俊・佐伯有一「一五世紀における福建の農民反乱(一)」(『歴史学研究』第一六七号、一九五四年)。谷川道雄・森正夫編『中国民衆反乱史2、宋〜明中期』(平凡社、一九七九年)など。
- (7) 拙稿「明末民変と山地開発の問題―江西省上饒県の場合―」(『東洋学報』第八六卷第四号、二〇〇五年)。
- (8) 康熙『広信府志』卷九、職官志、関隘、封禁附、「封禁題疏」。康熙『上饒県志』卷一〇要害志、「封禁題疏」。
- (9) 裴律度「為備陳封禁山情形伏祈睿監事」(『宮中档雍正朝奏摺』第三輯、八九七〜八九八頁、雍正三年二月二六日、及び『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第四冊、五二九〜五三〇頁、雍正三年二月二六日)。前掲「封禁・開採・弛禁」清代中期江西における山地開発―。
- (10) 前掲「封禁・開採・弛禁」清代中期江西における山地開発―。
- (11) 『清史稿』卷三〇八胡寶琮伝。
- (12) 同治『広信府志』卷六之一職官、文職、国朝、知府。
- (13) 前掲「封禁・開採・弛禁」清代中期江西における山地開発―。
- (14) 同右「封禁・開採・弛禁」清代中期江西における山地開発―。
- (15) 康熙『上饒県志』は中国国家図書館、乾隆九年刊『上饒県志』は中国国家図書館分館に所蔵されている。
- (16) 前掲「明末民変と山地開発の問題―江西省上饒県の場合―」。
- (17) 裴律度「為備陳封禁山情形伏祈睿監事」(『宮中档雍正朝奏摺』第三輯、八九七〜八九八頁、雍正三年二月二六日、及び

『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第四冊、五二九～五三〇頁、雍正三年二月二十六日。

(早稲田大学人間科学部非常勤講師)